

SOS ニュース

18歳以上は成人ですか…part2

今から40年以前、私が神戸家庭裁判所で少年事件を担当していた時のエピソード第2弾です。

15歳の女子少年Bは、具体的な非行事実を犯したわけではないが、将来、罪を犯す^{おそれ}があるという事実（これを「^{へはん}虞犯」といいます。）だけで少年鑑別所に収容され、そして家庭裁判所に送致された少年でした。

虞犯少年は今でも決して珍しい例ではありません。少年法では、成人の刑事事件と違って、罪を犯していないても、虞犯というだけで少年院に送られることがありますから、世間で問々いわれるよう、少年法は、必ずしも「少年の保護」の名のもとに少年を甘やかしているとはいえない。

女子少年Bは、まだ中学生でありながら複数の男性と交際し、反社会集団の一員から覚せい剤を打たれるなど、日々の生活が大変乱っていました。両親はいますが、ほとんどニグレクト状態でした。が、初めて少年鑑別所に収容された少年であり、いくら親が悪くとも、被害的な立場にある若年の少年をいきなり少年院に収容するのは酷だろうと考え、調査官と慎重に協議した上、6か月間の試験観察に付する決定を下しました。

家庭裁判所には、裁判官や書記官のほかに調査官という人たちがいます。主に大学の教育学や心理学を専攻し、最高裁の研修所の研修を経て任官する専門職です。調査官は、少年が家庭裁判所に送致されると、直ちに少年と面接し、

家庭や学校に訪問出張して、少年の性格、資質や成育歴、生活環境、学校生活、交友関係等の調査を行い、その調査結果を裁判官に報告します。そして、少年院に収容するか、それとも保護観察等の在宅処分がいいか等の意見を具申して、裁判官と協議をする役割を担っています。

また、「試験観察」というのは、通常6か月間ほどの期間、少年の動向を見守り、その間の少年の更正の有無・可能性を見極めた上で、期間満了後に最終処分を決定するという制度です。

女子少年Bの試験観察期間が半分くらい経過したころのことでした。私が別の少年の審判を終えて廊下に出たとき、少年Bが待合用の椅子にちょこんと座っていたのです。

「どうしたの？」と私が尋ねると、少年Bは、「今日は調査官の先生に呼ばれて来たんですけど、裁判官とお話しがしたくて」と言うのです。

「それはダメだよ。裁判官は、審判のときしか話ができないのだよ。話があるなら調査官にお話ししなさい。」

「でも、調査官の先生は怖いんです。」

「今まで怖いと思った人に叱られたことがあるかい？男の人は、優しいだけじゃダメなんだ。必ず調査官に会いなさい。」

私がこう言うと、少年は小さく頷いて席を離れ、調査官室に向かって行きました。

それからまた3か月が経ったころ、担当のベテラン調査官が裁判官室にやって来て、

「や一驚きました。どういうわけかわからんのですが、この少年は見事に立ち直ってきたようです。最初面接した時は、ゆくゆくは少年院もやむを得ないかと思っていましたが。最終処分は「不処分」でいいようですね。」と意見を述べました。不処分とは、少年院送致はもとより、保護観察処分にもする必要がな

いという決定のことをいいます。

少年は、3か月前に私と話をしたことを調査官には告げていなかったようでした。私が調査官にその出来事を話すと、それが更生のきっかけとなったのかもしれないと応えました。

本当にそうであったかは分かりませんが、6か月後の最終処分を決める審判廷で再会した少年が、最初の審判の時とは見違えるほど明るく生き生きとした表情になっていたことは確かでした。あとは、この少年が今後罪を犯すような人にならないことを願い、身の処し方を説諭して、不処分決定を下しました。

()
このように少年法は、罪を犯す虞のある少年が、成人した後も罪を犯すことのないように、また、罪を犯した少年が、将来、もっと悪い大人になって犯罪を繰り返すことのないようにとの社会防衛の見地から、刑事処分でなく、保護処分を原則とすることとしているのです。再犯防止のためには必ずしも厳罰だけがいいとは限りません。しかも、現在の少年法でも、重大な刑事事件となれば、「逆送」といって、検察庁から送致された事件を、家庭裁判所が検察庁に送り返し、成人と同じように刑事裁判にかけること也可以となっています。

()
前に述べたことを繰り返しますが、選挙権を18歳以上の未成年者に与えることと、罪を犯した未成年者を成人と同様に扱うか否かという問題は、単純にイコールというわけにはいかないのです。この問題は、今後も様々な観点から慎重に議論されていくのがいいでしょう。

平成30年2月22日

法務部会 弁護士 大和陽一郎

(無断禁転載)